

## 第16回理事会議事録(要旨)

- 1 日時 令和4年11月4日(金) 自 午後2時00分  
至 午後4時20分
- 1 場所 日本大学会館901会議室
- 1 出席者
- |      |         |           |
|------|---------|-----------|
| (理事) | 林 真理子   | 酒 井 健 夫   |
|      | 大 貫 進一郎 | 澤 田 康 広   |
|      | 武 井 正 美 | 熊 平 美 香   |
|      | 和 田 秀 樹 | 澤 野 利 章   |
|      | 永 沼 淳 子 | 林 宏 行     |
|      | 三 村 淳 一 | 筒 井 仁     |
|      | 吉 田 誠 子 | 柳 澤 一 恵   |
|      | 今 泉 祐 子 | 上 條 由 美   |
|      | 木 村 順 平 | 浅 井 万 富   |
|      | 伊 藤 ゆみ子 | 内 田 和 人   |
|      | 鬼 頭 宏   | 高 戸 毅     |
| (監事) | 平 沢 郁 子 | 渡 辺 美 代 子 |
|      | 山 本 寛   | 小 林 清     |
|      | 篠 塚 力   | 奈 尾 光 浩   |
- 1 欠席者 な し

### 報 告 ・ 連 絡

- 1 第15回理事会議事録(案)報告の件  
議長から、第15回理事会議事録(案)報告の件について、報告があった。
- 2 特別調査委員会による調査進捗状況について  
総務部長及び陪席の特別調査委員会委員から、報告資料2に基づき、これまでの調査委員会の進捗状況及び費用等について、報告があった。  
(報告に対する主な意見)  
意見：ヒアリング等の詳細な内容がわかる資料をお示しいただきたい。  
意見：大学の窓口となる部署を明確にしていきたい。
- 3 令和4年度私立大学等経常費補助金に係る減額措置(不交付)について

財務部長から、報告資料3に基づき、日本私立学校振興・共済事業団から、令和4年度の私立大学等経常費補助金の不交付が決定した旨の連絡があったことについて、報告があった。

#### 4 日本大学事業部解散スケジュールについて

陪席の株式会社日本大学事業部から、報告資料4に基づき、日本大学事業部の解散スケジュールに関する、現在の進捗と今後の予定について、報告があった。

(報告に対する主な質疑応答)

質問：解散をすることで、現在進めている事業部に関する調査には影響がないのか。

回答：調査に関して支障を来すことはないと思料する。

#### 5 保険事業譲渡契約について

陪席の株式会社日本大学事業部から、報告資料5に基づき、同事業部で行ってきた保険媒介代理業を学校法人日本大学に譲渡することについて、譲渡日及び条件等の報告があった。

#### 6 人事・給与委員会からの答申について(1)

人事部長職務代行から、報告資料6に基づき、令和4年8月24日付けで理事長・学長より、人事・給与委員会委員長宛てに事実の精査及び対象者の措置についての諮問に対する事案の概要、経緯及び調査結果について、報告があった。

#### 7 人事・給与委員会からの答申について(2)

人事部長職務代行から、報告資料7に基づき、令和4年10月17日付けで理事長・学長より、人事・給与委員会委員長宛てに付属校の非常勤講師に係る契約についての諮問に対する検討結果について、報告があった。

## 議 事

#### 1 A社との複数年業務委託契約の中途解約に伴う清算処理に関する件

現在、対応中のため、内容は非公開とする。

- 2 B社との複数年業務委託契約の中途解約に伴う清算処理に関する件  
現在、対応中のため、内容は非公開とする。

- 3 C社との複数年業務委託契約の中途解約に伴う清算処理に関する件  
現在、対応中のため、内容は非公開とする。

- 4 日本大学本部事務分掌規程の一部改正に関する件

総務部長から、資料4に基づき、ニューカッスルキャンパス計画検討オフィス、教学推進オフィス及び秘書室の設置に伴い、事務分掌を規定することについて説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

- 5 什器備品の購入に関する件(本部)

管財部長から、資料5に基づき、令和5年4月に竣工予定の馬術部学生寮における学生生活環境の整備を図るため、カプセルベッド等の什器備品を購入することについて説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

(議案に対する主な質疑応答)

質問：本件に関して、業者選定や金額の妥当性等についての精査は行っているのか。

回答：今回、選定した商品については、各種施設を見学し製品の説明を受けた上で、他社製品との比較を行い決定している。

- 6 超伝導核磁気共鳴装置の除却(廃棄)に関する件(生産工学部)

管財部長から、資料6に基づき、同装置は、取得後23年が経過し、老朽化により故障しており、修理困難な状態であることや、今後の研究において使用する見込みがないため、除却(廃棄)を行うことについて説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

- 7 3号館新築工事及び除却(解体)に関する件(法学部)

管財部長から、資料7に基づき、講堂及び食堂不足を解消するため、3号館新築工事の実施及び既存8号館等の除却(解体)を行うことについて

説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

(議案に対する主な質疑応答及び意見)

質問：今後建替えや新築を行うに当たり、SDGsなど環境保全やエネルギー効率等の様々な対応が必要になってくると思われるが、そのような観点について、各計画に反映されているのか。

回答：本件については、そこまで反映されていないが、今後については、そのような観点も踏まえて、各学部と相談して進めていきたい。

意見：隣接する学部間で利用できるスペースを設置することは、資金の面も含めて、大変有効な取組みであると思料する。今後のキャンパスの工事等においても、このような視点を取り入れていただきたい。

#### 8 2号館新築工事及び除却(解体)に関する件(経済学部)

管財部長から、資料8に基づき、既存2号館の耐震性能不足を解消するとともに、研究室不足に対応するため、2号館新築工事の実施及び既存2号館等の除却(解体)を行うことについて説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

(議案に対する主な意見)

意見：近隣の学部間の連携についてであるが、法学部と経済学部の間では、校舎の相互利用だけでなく、同じ授業形態で相互履修ができるような取組みを行っている。

#### 9 農場温室新築工事に関する件(生物資源科学部)

管財部長から、資料9に基づき、老朽化により安全性及び運用面に生じている問題を解消するため、農場温室新築工事を実施することについて説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

#### 10 大宮校地における付属高等学校の設置計画の中止に関する件

学務部長から、資料10に基づき、令和3年7月2日開催の理事会において承認された「大宮校地における付属高等学校の設置計画」について、法学部長から理事長・学長宛てに令和4年9月15日付けで本設置計画の取下げに関する内申があったことについて説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

(議案に対する主な質疑応答)

質問：本件については、学部主導で計画が進められていたとの理解でよろしいか。

回答：そのとおりである。

11 懲戒処分に関する件

人事部長職務代行から、資料11に基づき、報告・連絡第6号で報告された結果に基づき、諮問対象者の措置について説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

(議案に対する主な意見)

意見：現実的に可能な方法で再発防止に取り組んでいただきたい。

意見：査読のチェックプログラムを取り入れることについて、御検討いただきたい。

12 付属高等学校・中学校教員の非常勤講師に係る契約に関する件

人事部長職務代行から、資料12に基づき、報告・連絡第7号で報告された結果に基づき、付属高等学校・中学校教員の非常勤講師に係る契約について説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

(議案に対する主な質疑応答及び意見)

質問：常勤への採用にはつながるのか。

回答：常勤としての採用を妨げるものではない。

意見：現在、教員確保が難しい状況であり、その点が改善されるため、現場としては、非常に助かるものと思料する。

13 委員会委員等の委嘱に関する件

人事部長職務代行から、資料13に基づき、財務委員会の委員長及び委員について説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

14 学校法人日本大学理事の辞任に関する件

総務部長から、資料14に基づき、理事長推薦により選任された理事の辞任について説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

15 学校法人日本大学顧問の選任に関する件

理事長から、資料15に基づき、議事第14号議案により辞任された理事を法人顧問に選任することについて説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

16 理事長推薦による理事選任に関する件

理事長から、資料16に基づき、議事第14号議案により欠員となった理事長推薦による理事の選任について説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

17 常務理事選任に関する件

理事長から、寄附行為第9条に基づく、常務理事の選任について説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。なお、常務理事は3名から4名となった。

18 理事長の代理・代行者選任に関する件

理事長から、寄附行為第7条第5項及び寄附行為施行規則第2条第1項に基づき、理事長の代理・代行者の選任について説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

以 上